

市町村合併時における公文書等の保存の適正化について

国立公文書館 業務課連絡調整係

市町村合併時における公文書等の保存について、昨年6月、当館館長から総務大臣あて要請書を提出したことを受けて、総務省大臣官房総括審議官から各都道府県知事あて、平成17年6月24日付けで「市町村合併時における公文書等の保存の適正化について」が発出されました。

当館では、昨年度に引き続きこの問題に取り組むため、地方公共団体の公文書館を対象に、平成17年6月24日付け「市町村合併時における公文書等の保存の適正化について」を知っているかどうか及び昨年度のアンケート調査以降の取組みについて、再度アンケート調査を実施しました。

その結果、合併時における公文書保存の適正化に向けて努力をしたところがあった一方で積極的に行動を起こさなかったところもあり、昨年度の要請の趣旨を踏まえた取組みが十分とはいえないことがわかりました。

そこで、平成18年5月に開催した全国公文書館長会議の席上、当館館長から地方公共団体の公文書館等の主体的な取組みの強化を求めるとともに、当館次長から総務省大臣官房総括審議官あて、平成18年6月20日付け「市町村合併時における公文書等の保存の適正化について」（資料1）を発出し、更なる要請を行いました。

それを受けて総務省は、大臣官房総括審議官から都道府県知事あて、平成18年6月29日付けで「市町村合併時における公文書等の適切な保存に係る一層の推進について」（資料2）を再度発出しました。この中で、公文書等の適切な保存に係る一層の推進について、市町村に対して改めて助言をされるよう依頼がなされており、また、併せて公文書館法第3条において、地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有することとされていることが申し添えられました。

国立公文書館としては、各地域における貴重な公文書等の的確な保存・利用に向けた取組みが更に徹底されるよう要望します。

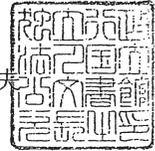
資料 1



国公文 第 1 8 7 号
平成 18 年 6 月 20 日

総務省大臣官房総括審議官
荒 木 慶 司 殿

独立行政法人 国立公文書館
次 長 小 河 俊 夫



市町村合併時における公文書等の保存の適正化について

標記については、平成 1 7 年 6 月 1 6 日付け国公文第 2 3 6 号「市町村合併時における公文書等の保存について」により、当館館長から総務大臣宛てに要請した結果、平成 1 7 年 6 月 2 4 日付け総行合第 5 2 5 号「市町村合併時における公文書等の保存の適正化について」をもって貴職から各都道府県知事宛てに通知していただいたところであります。

当館では本問題の重要性に鑑み、平成 1 8 年度全国公文書館長会議の開催に当たり、フォローアップのためのアンケート調査を実施したところ、県の担当部局と緊密な連携を取り、合併時における公文書保存の適正化に向けて努力をした公文書館があった一方で、残念ながら、この問題に対して積極的に行動を起こさなかった公文書館もあり、上記要請の趣旨を踏まえた取組が十分とはいえないことが分かりました。

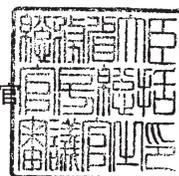
この実態に鑑み、去る 5 月 2 6 日に東京において開催した上記会議の席上、当公文書館長から別添のとおり、地方公共団体の公文書館等の主体的な取組の強化を求めたところでありますが、更なる徹底を図るため、改めて貴職から適切な措置を講ずることの必要性について注意喚起を図られるよう周知方につき重ねてお願いします。

資料 2

総行合第31号
平成18年6月29日

各都道府県知事 殿
(市町村合併担当課扱い)

総務省大臣官房総括審議官



市町村合併時における公文書等の適切な保存に係る一層の推進について

市町村合併に伴い、歴史資料として重要な市町村の公文書等が適切に引き継がれず、その多くが散逸したり、安易に廃棄されることが各方面において懸念されております。合併市町村においては、合併後の市町村運営に積極的に取り組まれるこの時期をとらえて、改めて公文書等の保存状況を把握し、適切な保存に一層取り組む必要があります。

総務省においては、これまでも、公文書等の重要性を踏まえ、その適切な保存をお願いしてきたところですが、公文書等の適切な保存の一層の推進について、貴都道府県内の市町村に対し改めて助言されるようお願いいたします。

なお、別添のとおり、独立行政法人国立公文書館次長から再度要請がありましたので、この要請の内容についても、貴都道府県内の市町村に対し周知されるようお願いいたします。

また、公文書館法（昭和62年法律第115号）第3条において、地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有することとされていることを申し添えます。